

約款集

無配当 定期保険

無配当 養老保険

契約概要／ 注意喚起情報

オリックス生命保険株式会社

2025年4月

必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分に分かれています。

契約概要

無配当 定期保険

1. 商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ	2
保険料払込免除	4

2. 契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金	5
配当金・満期保険金	5
その他の注意事項	5

無配当 養老保険

1. 商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ	6
保険料払込免除	7

2. 契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金	8
配当金	8
その他の注意事項	8

注意喚起情報

1. 告知に関する重要事項

告知義務	10
正しく告知しなかった場合	11
新たな保険に契約し直す場合	11

2. 申込みについて

申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)	12
保障の開始(責任開始)	12

3. 契約後について

保険料の払込みが困難になった場合	14
解約と解約払戻金	15

4. 保険金・給付金等の請求について

請求の手続き	16
お支払いできない場合	17
保険金額・給付金額等の削減	18
生命保険契約者保護機構	18

5. 相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先	19
-------------	----

個人情報の取扱い(抜粋)

20

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

引受保険会社

名称：オリックス生命保険株式会社

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-2
大手町プレイス イーストタワー

電話番号（お客さま相談窓口）：0120-227-780

ウェブサイト：<https://www.orixlife.co.jp/>

商品の特徴としくみ

「定期保険」は、一定期間中、万一の場合の保障が確保できる保険です。

■ 契約例（歳満了）

保険金額：1,000万円の場合

死亡・高度障害保険金額 1,000万円



■ 契約例（年満了）

保険金額：1,000万円の場合

死亡・高度障害保険金額 1,000万円

**最長90歳
まで自動更新**



※契約いただく保険金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数＝月払・半年払・年払、払込経路＝口座振替・クレジットカード払・団体・振込）等については、申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

■ 保障内容

● 主契約

名称	保険金名称	支払事由の概要	支払額
無配当 定期保険	死亡保険金	死亡したとき	保険金額
	高度障害 保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に 該当したとき	

※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

● 特約

この商品に付加できる主な特約は以下のとおりです。

名称	保険金・ 給付金名称	支払事由の概要	支払額等
災害割増特約	災害死亡 保険金	不慮の事故または感染症により死亡したとき	災害保険金額
	災害高度障害 保険金	不慮の事故または感染症により約款所定の高度 障害状態に該当したとき	
傷害特約	災害死亡 保険金	不慮の事故または感染症により死亡したとき	災害保険金額
	障害 給付金	不慮の事故により約款所定の身体障害の状態 に該当したとき	障害給付金額*1 (災害保険金額×身体障害の状態に応じて 10%～100%) ※通算100%が支払限度
災害入院特約 (B87)	災害入院 給付金	不慮の事故で治療のために5日以上継続して 入院したとき	災害入院給付金日額 ×(入院日数－4日) ※1入院の支払限度日数は120日、 通算支払限度日数は700日
新疾病入院特約 ＜疾病入院特約 (87)＞	疾病入院 給付金	病気の治療のために5日以上継続して入院した とき	疾病入院給付金日額 ×(入院日数－4日) ※1入院の支払限度日数は120日、 通算支払限度日数は700日
	手術 給付金	約款所定の手術を受けたとき	疾病入院給付金日額×(手術の 種類に応じて10・20・40倍) ※支払回数無制限
リビング・ ニーズ特約*2	リビング・ ニーズ 保険金	余命6か月以内と判断されたとき	被保険者が指定した保険金額 (指定保険金額)から6か月間の 指定保険金額に対応する利息 および保険料相当額を差引いた金額
年金支払 特約	死亡保険金・高度障害保険金・災害死亡保険金・災害高度障害 保険金・障害給付金(第1級のみ*1)の一括払にかえて、年金と してお支払いします		定額型または逓増型
	※年金支払期間は、5・10・15年より選択できます。 ※年金額は、年金基金設定時に当社の定める方法により算出します。 年金額が当社の定める額を下回るときは、取扱いません。		

*1 障害給付金額についての詳細は、「約款(別表6)」をご確認ください。

*2 保険契約者が法人の場合は付加できません。

※主契約が消滅したときには特約も消滅します。

※傷害特約の「災害死亡保険金」は同一の不慮の事故において「障害給付金」をお支払いしている場合(請求中を含む)には、その金額を差し引いてお支払いします。

※災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由が重複した場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。

※リビング・ニーズ保険金の支払後、指定保険金額の保障は消滅します。

※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態および約款所定の身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限ります。

※災害入院給付金については、不慮の事故の日から180日以内に開始した入院の場合に限ります。

詳細は ▶ ご契約のしおり

1. しゅみ-保険金のお支払い
2. 特約
3. 契約後-保険金等をお支払いできない場合

■ 自動更新

- 年満了でご契約の場合には、保険期間が満了する2週間前までに申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間・保険金額で90歳までご契約を自動的に更新します（新たな告知書の提出等の手続きは不要です）。
- 同一の保険期間で更新すると90歳をこえる場合には、90歳満了に変更して更新します。
- 主契約が更新される場合には、特約は主契約とともに更新します。ただし、災害割増特約・傷害特約・災害入院特約（B87）・新疾病入院特約（疾病入院特約（87））については、更新後の特約保険期間満了日の翌日の年齢が80歳をこえる場合、80歳満了に変更して更新します。
- 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。

※特別条件付保険特約が付加されている場合には自動更新は取扱いません。

保険料払込免除

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

詳細は ▶ ご契約のしおり

1. しくみ - 保険料の払込免除

4. 契約後 - 保険金等をお支払いできない場合

解約払戻金

解約払戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。

配当金・満期保険金

この商品に配当金・満期保険金はありません。

その他の注意事項

- 保険料払込中かつ保険期間満了まで10年以上ある場合は、解約払戻金の9割を限度として契約者貸付を利用できます。
- あらかじめ申し出があり、かつ保険期間満了まで10年以上ある場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付を利用できます。

商品の特徴としくみ

「養老保険」は、万一のときも、満期まで生存していたときも、同額の保険金をお支払いする保険です。

■ 契約例

保険金額：1,000万円の場合



※契約いただく保険金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数＝月払・半年払・年払、払込経路＝口座振替扱・団体扱・振込扱）等については、申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

■ 保障内容

● 主契約

名称	保険金名称	支払事由の概要	支払額
無配当 養老保険	死亡保険金	死亡したとき	保険金額
	高度障害 保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に 該当したとき	
	満期保険金	保険期間満了時まで生存していたとき	

※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

※満期保険金は、契約年齢や保険期間などによって払込まれた保険料の合計額よりも少なくなることがあります。

※死亡保険金・高度障害保険金をお支払いした場合、満期保険金は重複してお支払いしません。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

● 特約

この商品に付加できる主な特約は以下のとおりです。

名称	保険金・給付金名称	支払事由の概要	支払額等
定期保険特約	特約死亡保険金	死亡したとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	約款所定の高度障害状態に該当したとき	
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故または感染症により死亡したとき	災害保険金額
	災害高度障害保険金	不慮の事故または感染症により約款所定の高度障害状態に該当したとき	
傷害特約	災害死亡保険金	不慮の事故または感染症により死亡したとき	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当したとき	障害給付金額* (災害保険金額×身体障害の状態に応じて10%~100%) ※通算100%が支払限度
年金支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金・災害死亡保険金・災害高度障害保険金・障害給付金(第1級のみ*)の一括払いかえて、年金としてお支払いします ※年金支払期間は、5・10・15年より選択できます。 ※年金額は、年金基金設定時に当社の定める方法により算出します。 年金額が当社の定める額を下回るときは、取扱いません。		定額型または逡増型

* 障害給付金額についての詳細は、「約款(別表6)」をご確認ください。

※主契約が消滅したときには特約も消滅します。

※定期保険特約は年満了の場合、特約の保険期間満了日の翌日に、同一の保険期間・保険金額で自動的に更新します。更新できる期間は、主契約の保険料払込期間内となります。また更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。

※傷害特約の「災害死亡保険金」は同一の不慮の事故において「障害給付金」をお支払いしている場合(請求中を含む)には、その金額を差引いてお支払いします。

※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態および約款所定の身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限りま。

詳細は	ご契約のしおり	1. しくみ-保険金のお支払い
		2. 特約
		4. 契約後-保険金等をお支払いできない場合

保険料払込免除

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

詳細は	ご契約のしおり	1. しくみ-保険料の払込免除
		4. 契約後-保険金等をお支払いできない場合

解約払戻金

解約払戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。

配当金

この商品に配当金はありません。

その他の注意事項

- 解約払戻金の9割（保険料払込済の場合には8割）を限度として契約者貸付を利用できます。
- あらかじめ申し出があった場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付を利用できます。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたい重要な事項や不利益となる事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。
- 告知に際して特に注意いただきたい事項を「**1 告知に関する重要事項**」として抜粋しています。
保険契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、告知書を記入または告知画面に入力いただく被保険者の方も必ずご確認ください。

告知義務

■ 事実を正確にお知らせください

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。

告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。

オリックス生命（以下「当社」）はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。

以下の方法により事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）ください。

- 診査を行わない保険契約の場合には、当社所定の「告知書」に記入、または当社所定の「告知画面」に入力してください。
- 診査を行う保険契約の場合には、当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

■ 当社または医師に告知してください

告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の「告知書」または「告知画面」を介して受領）および当社が指定した医師が有しています。当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。

■ 申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約の申込み後または保険金・給付金等の請求および保険料払込免除の請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、申込内容や告知内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

■ 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けすることがあります

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容や加入する保険種類によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります）。

※保険料の割増し等により、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品も取扱っています。

正しく告知しなかった場合

■ 保険契約の解除や取消しをすることがあります

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、**「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**

- 保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。
- 保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
- お支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、支払いまたは払込免除をすることがあります。

※責任開始日から2年経過後でも、支払事由または払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、**「詐欺による取消」を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。**

この場合、保険金・給付金等の支払いや保険料の払込免除は行いません。また、既に払込まれた保険料の払戻しや解約払戻金の支払いもありません。

※告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも**取消しとなることがあります。**

新たな保険に契約し直す場合

■ 不利益となることがあります

- 「現在ご契約の保険契約の解約等」と「新たな保険契約の申込み」の時期が一致しない場合、**保障の空白や重複が生じる場合があります。**

例：①解約等の手続きが先行した場合：保障が一時的に途切れる場合があります。

②解約等の手続きが遅れた場合：保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。

※新旧の保険契約ともに当社の場合、保障の空白や重複を防止するお手続き方法があります。詳しくはカスタマーサービスセンターまたは募集代理店までお問い合わせください（保険契約によってはお取り扱いできない場合があります）。

- 新たな保険に契約し直すことで、**不利益となることがあります。**

例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる

・告知内容により条件が付くまたはお引受けできない

・正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しになる

・責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受取れない

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う

・保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない（例：がん保険は90日の待期間）等

※新たな保険に契約し直す場合も、**「❶告知に関する重要事項-正しく告知しなかった場合」**が適用されます。

- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

■ 申込みの撤回等を行うことができます

申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて15日以内であれば、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申込みの撤回または保険契約の解除（以下「申込みの撤回等」といいます）を行うことができます。この場合、払込んでいただいた金額をお返しします。ただし、利息はおつけしません。

なお、以下の場合、申込みの撤回等はできません。

- 契約申込みのために医師の診査を受けた場合
- 保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
- 営業または事業のために締結する保険契約の場合

詳細は ▶ ご契約のしおり

3. 契約に際して - 申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

オリックス生命 ウェブサイト ▶

<https://www.orixlife.co.jp/>

保障の開始（責任開始）

■ 生命保険契約の成立には当社の承諾が必要です

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書（申込画面）および告知書（告知画面）にもとづく当社の承諾が必要です。

※当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

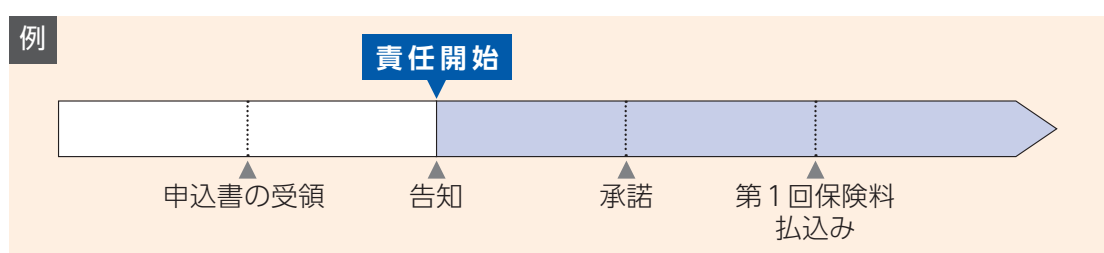
- 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

申込みから保障の開始までの流れは右ページをご確認ください。

<「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合>

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込書の受領*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

- * 申込書の受領とは、当社または当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）が申込書を受領したときをいいます。
- 当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）所定の情報端末（タブレット等）を利用した申込みの場合は、情報端末で申込みをされたときをいいます。
- 電磁的方法（インターネット）によりご自身で申込みをされた場合は、当社が申込みに関する事項を受信したときをいいます。



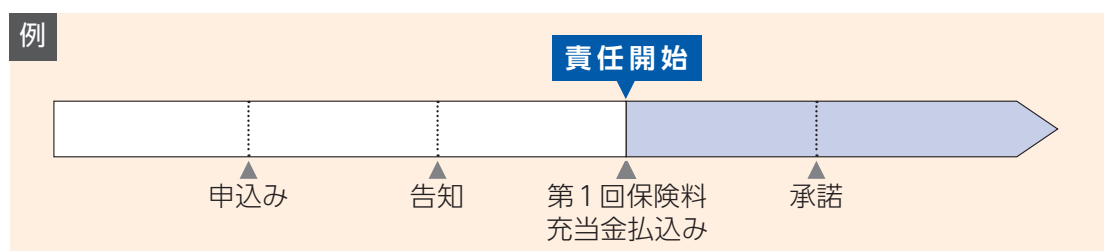
第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりです。
 なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります。

- 払込期間：責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで



<「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合>

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第1回保険料（充当金）の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。



※クレジットカードで払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料（充当金）を払込みいただいたものとしします。

保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。

保険料の払込みが困難になった場合

■ 払込猶予期間内に払込みがない場合、保険契約は失効します

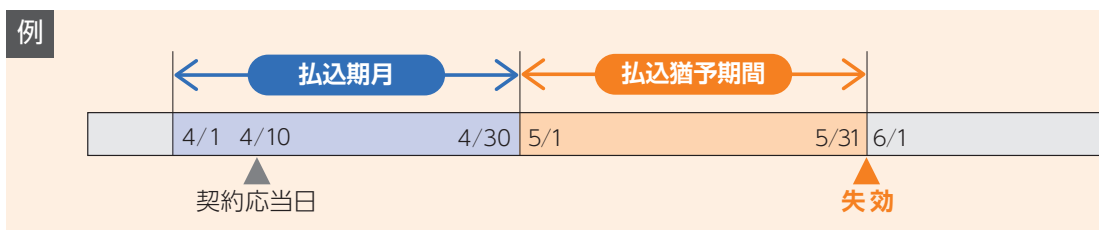
保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に当社へ払込みください。

払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。

なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は効力を失います。
これを「失効」といいます。

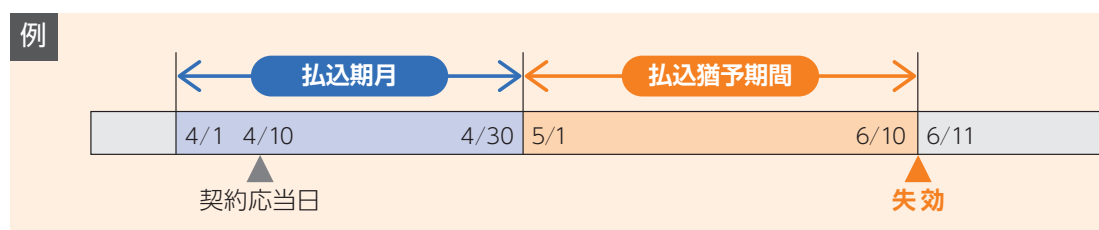
<保険契約が月払の場合>

- 払込期月：契約応当日（月ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで



<保険契約が半年払・年払の場合>

- 払込期月：契約応当日（半年払の場合は、半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



■ 自動振替貸付が利用できます

あらかじめ申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料を立替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・特別団体扱の場合、保険料率に変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、**当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）**。

※保険料の自動振替貸付の取扱いがない保険種類もあります。

あわせてご確認ください ▶ 契約概要 P5.8 | 2. 契約時に確認いただきたいこと-その他の注意事項

■ 契約が失効しても復活を申し込むことができます

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。

保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料の払込みおよび告知（保険契約によっては診査）がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

※復活に際しても、「**1 告知に関する重要事項-告知義務／正しく告知しなかった場合**」に記載の内容が適用されます。

※被保険者の健康状態等によっては**復活できない場合があります**。

詳細は ▶ ご契約のしおり | 4. 契約後-保険契約の復活

■ 解約と解約払戻金

■ 解約払戻金は多くの場合、あってもごくわずかです

- 払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。
- 保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、**特に契約後短期間で解約したときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- 解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引下げる保険種類もあります。

詳細は ▶ ご契約のしおり | 4. 契約後-解約と解約払戻金

あわせてご確認ください ▶ 契約概要 P5.8 | 2. 契約時に確認いただきたいこと-解約払戻金

請求の手続き

■ 支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

- お客さまからの請求に応じて、保険金・給付金等をお支払いします。
支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合や、不明点がある場合もすみやかにご連絡ください。
- 加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります。不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができなくなるおそれがあります。
保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

【契約内容に関する手続きやお問合せ】

カスタマー
サービスセンター



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

【保険金・給付金に関するお問合せ】

保険金・給付金
お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

■ 指定代理請求を利用できます

- 被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。
- 指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の
(1) 戸籍上の配偶者、(2) 親または子、(3) 兄弟姉妹 の順位で代理請求を行うことができます。
※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

※指定代理請求特約が付加されている場合。

詳細は ▶ ご契約のしおり

4. 契約後-指定代理請求特約

■ お支払いできない場合

■ 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- 支払事由に該当しない場合
例：責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 等
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険契約または特約が重大事由により解除された場合
例：①保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした場合
②保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活・復旧にあたり、保険契約または特約が、詐欺により取消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的により無効となった場合
- 支払いの免責事由に該当した場合
例：①責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合
②保険契約者、被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合 等

詳細は ▶ ご契約のしおり

4. 契約後-保険金等*をお支払いできない場合

*保険種類によっては、「保険金等」の名称が、「給付金等」または「年金等」に変わります。

保険金・給付金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト ▶

<https://www.orixlife.co.jp/>

保険金額・給付金額等の削減

■ 保険金額・給付金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

生命保険契約者保護機構

■ 生命保険契約者保護機構に加入しています

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口



0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始休み）

当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

生命保険協会 ウェブサイト <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。



個人情報の取扱い(抜粋)

オリックス生命(以下「当社」)は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

■ 個人情報の取得

当社は、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

■ 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

■ 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

- (1) お客さまご本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産(法人の財産を含みます)の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 「個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

■ 再保険における個人情報の取扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。
再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

■ 情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。

- ・契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

■ 外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)」を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置(注)を行います。

(注)個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認 ②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応(適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止)をいいます。

■ 機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取扱い

医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口(0120-227-780)までお申し出ください。

詳細は ▶ ご契約のしおり

5. 特に注意していただきたいことがら
 - お客さまの個人情報の取扱いについて
 - 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

最新の個人情報の取扱いについては、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト「個人情報の取扱いについて(プライバシー・ポリシー)」 <https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/>

WEB約款のご案内

オリックス生命は、「ご契約のしおり／約款」をインターネット上で閲覧またはダウンロードいただける「WEB約款」を推奨しています。

「ご契約のしおり」とは？

約款の重要な事項や、ご契約に関する諸手続きなどをわかりやすく記載したものです。約款とは異なり、より平易な文章と図で解説しています。

WEB約款のメリット

冊子のような保管スペースは要りません。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

細かい文字も拡大して閲覧できます。

文字検索機能により、ご覧になりたい箇所を素早く見つかります。

WEB約款の閲覧方法

つぎの方法でインターネット上のWEB約款をご覧いただけます。

STEP
1

右のQRコード
またはURLより、
オリックス生命の
ウェブサイトへアクセス

STEP
2

約款一覧より、
該当する
「ご契約のしおり／約款」
を選択

STEP
3

PDFファイルで
「ご契約のしおり／約款」
を閲覧・ダウンロードが
できます

オリックス生命
公式ウェブサイトはこちら



WEB約款 掲載ページ
<https://www.orixlife.co.jp/customer/webclause/>

「ご契約のしおり／約款」の冊子をご希望の場合

冊子の「ご契約のしおり／約款」もご用意しています。冊子をご希望の場合は、申込書の所定の欄にチェックいただくか、オリックス生命 カスタマーサービスセンターまでお申し出ください。ご契約後にお申し出いただくことも可能です。

カスタマー
サービスセンター

☎ 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）
10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」 「ご契約のしおり／約款」を必ずご確認ください。

- 保険契約の申込み承諾後、保険証券を発行します。
表示の内容がお申込みの内容と相違していないか、ご確認ください。
- この冊子の記載は、2025年4月現在のものです。
各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

カスタマーサービスセンター

 **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金お問合せ窓口

 **0120-506-053**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

お問合せは



オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー
TEL 03-3517-4300
<https://www.orixlife.co.jp/>



※PDF版は認証紙に印刷された
認証印刷物データを使用して作成しています。